別紙様式第十九号の三（第二百三十二条の十一関係）（平26内府令72・追加、令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商　号

所在地

国内における代表者氏名

1　許可年月日

2　当期の業務概要

3　電子店頭デリバティブ取引等業務の体制整備の状況

4　株主総会決議事項の要旨

5　役員等及び使用人の状況

(1)　役員等及び使用人の総数

	役員等	うち国内	使用人	うち国内	計
総数	名	名	名	名	名

(2)　役員等の状況

役職名	氏名又は名称	住所

6　本店の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名 （うち電子店頭デリバティブ取引等業務　　名）

7　電子店頭デリバティブ取引等店の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名 （うち電子店頭デリバティブ取引等業務　　名）
計　　店		計　　名

8　国内の事務所その他の施設の状況

名　　称	所　在　地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

9　株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割　合
そ　の　他 （　　名）		%
計　　名		100.00%

10　電子店頭デリバティブ取引等業務の状況

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自　己	計

（注意事項）

1　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他事業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

2　電子店頭デリバティブ取引等業務の体制整備の状況

当期において実施した我が国の金融商品取引法令に関する知識を習得するための研修の状況及び電子店頭デリバティブ取引等業務の人員配置の状況を記載すること。

3　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（電子店頭デリバティブ取引等業務に関するものに限る。）。

4　役員等及び使用人の状況

⑴　役員等及び使用人の総数

当期末現在における役員等（第232条の５第５号に規定する「役員等」をいう。⑵において同じ。）及び使用人について記載すること。

⑵　役員等の状況

当期末現在における役員等について記載し、電子店頭デリバティブ取引等業務を担当する役員等を注記すること。なお、住所については国内における代表者について記載すること。

5　本店の状況

当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

6　電子店頭デリバティブ取引等店の状況

当期末現在における全ての電子店頭デリバティブ取引等店について記載すること。なお、当期中において、電子店頭デリバティブ取引等店の設置若しくは廃止があった場合又は電子店頭デリバティブ取引等店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

7　国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

9　電子店頭デリバティブ取引等業務の状況

当期における電子店頭デリバティブ取引等業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

⑵　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

⑶　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

10　法第60条の14第１項の許可申請書又は法第60条の14第２項において準用する法第60条の５第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。